

資料1

諮問

烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

7 自 第 号
令 和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部自然環境課)

鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諮問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。とされている。

鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区については、令和7年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き鳥類の集団繁殖地の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。

鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

「福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき令和7年11月14日をもって存続期間が満了する鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区について、再度、特別保護地区に指定する。

鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区の沿革
 平成7年に糸島郡志摩町大字姫島（現在の糸島市志摩姫島）鳥帽子島全域を県指定鳥獣保護区に指定。また、鳥獣保護区の指定に併せて特別保護地区としても指定。10年毎に鳥獣保護区を更新、特別保護地区を再指定し現在に至る。

1 鳥帽子島鳥獣保護区特別保護地区について

(1) 特別保護地区の区域及び面積

糸島市志摩姫島に所在する鳥帽子島全域

林野	農耕地	水面	その他	合計
- ha	- ha	- ha	1 ha	1 ha

(2) 特別保護地区の存続期間

令和7年11月15日から令和17年11月14日まで（10年間）

(3) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(4) 生息する鳥獣類

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
アマツバメ	アマツバメ	○ アマツバメ		夏鳥
チドリ	ウミスズメ	○ <u>カンムリウミスズメ</u>	VU	夏鳥
カツオドリ	ウ	○ ヒメウ	EN	冬鳥
		○ ウミウ		冬鳥
		カワウ		留鳥
タカ	タカ	ハイタカ	NT	冬鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ <u>ハヤブサ</u>	VU	留鳥
スズメ	ヒヨドリ	ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	ヤブサメ		夏鳥
	メジロ	メジロ		留鳥
	キクイタダキ	キクイタダキ		冬鳥
	ミソサザイ	ミソサザイ		留鳥／冬鳥
	ツグミ	シロハラ		冬鳥
	セキレイ	キセキレイ		留鳥
合計	6目	12科	14種	

(注)

1. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改定第8版（令和6年9月、日本鳥学会）に拠った。

2. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2020

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

3. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣。

4. 備考欄には、福岡県レッドデータブック2024に従って留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

(5) 当該地域の農林水産物の被害状況

灯台が設置されているのみの無人島であり、被害は特になし

(6) 特別保護地区の指定の理由

烏帽子島鳥獣保護区は、糸島半島と壱岐島とのほぼ中間の玄界灘に位置し、周囲約800m、海拔42mの小さな岩礁であり、植生はほとんど見られない。また、当該区域の周囲は海食崖の直立海岸であり頂部には無人灯台がある。この灯台に登るためにつくられた道の石垣及び灯台の基礎の石垣が、福岡県レッドデータブック2024において絶滅危惧ⅠA類とされており、国の天然記念物でもあるカンムリウミスズメの営巣場所となっている。

このため、当該区域の全域が特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域で繁殖する鳥獣及びその繁殖地の保護を図るものである。

(7) 保護管理方針

当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

2 公告・縦覧の結果

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、令和7年6月13日に告示し、同日から6月26日までの2週間、指針案等を縦覧に供したが、住民等から意見書の提出はなかった。

3 意見照会の結果

法第29条第4項において準用する法第28条第3項の規定に基づき、糸島市に意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

また、利害関係人として唐津海上保安部、糸島猟友会、日本野鳥の会福岡支部、糸島漁業協同組合姫島支所にも意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

4 公聴会の開催その他必要な措置について

利害関係人等からの異議はなかったため、法第29条第4項において準用する法第28条6項に基づく公聴会の開催等の措置は講じなかった。

鳥獣保護区及び特別保護地区制度の概要

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認めるとき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して指定 (法第28条第1項)	○狩猟を禁止 (法第11条第1項) ○営巣、給餌等保護繁殖施設設置に係る受忍義務 (法第28条第11項)	20年以内 (本県では10年) 期間は更新可 (法第28条第7項)
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる区域を指定 (法第29条第1項)	○開発行為を規制 【要許可行為】 ・工作物の設置 ・水面の埋め立て又は干拓 ・木竹の伐採 (法第29条第7項) ※ただし、鳥獣の保護上支障のない行為は許可不要 (施行細則第24条)	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県では10年) (法第29条第2項)

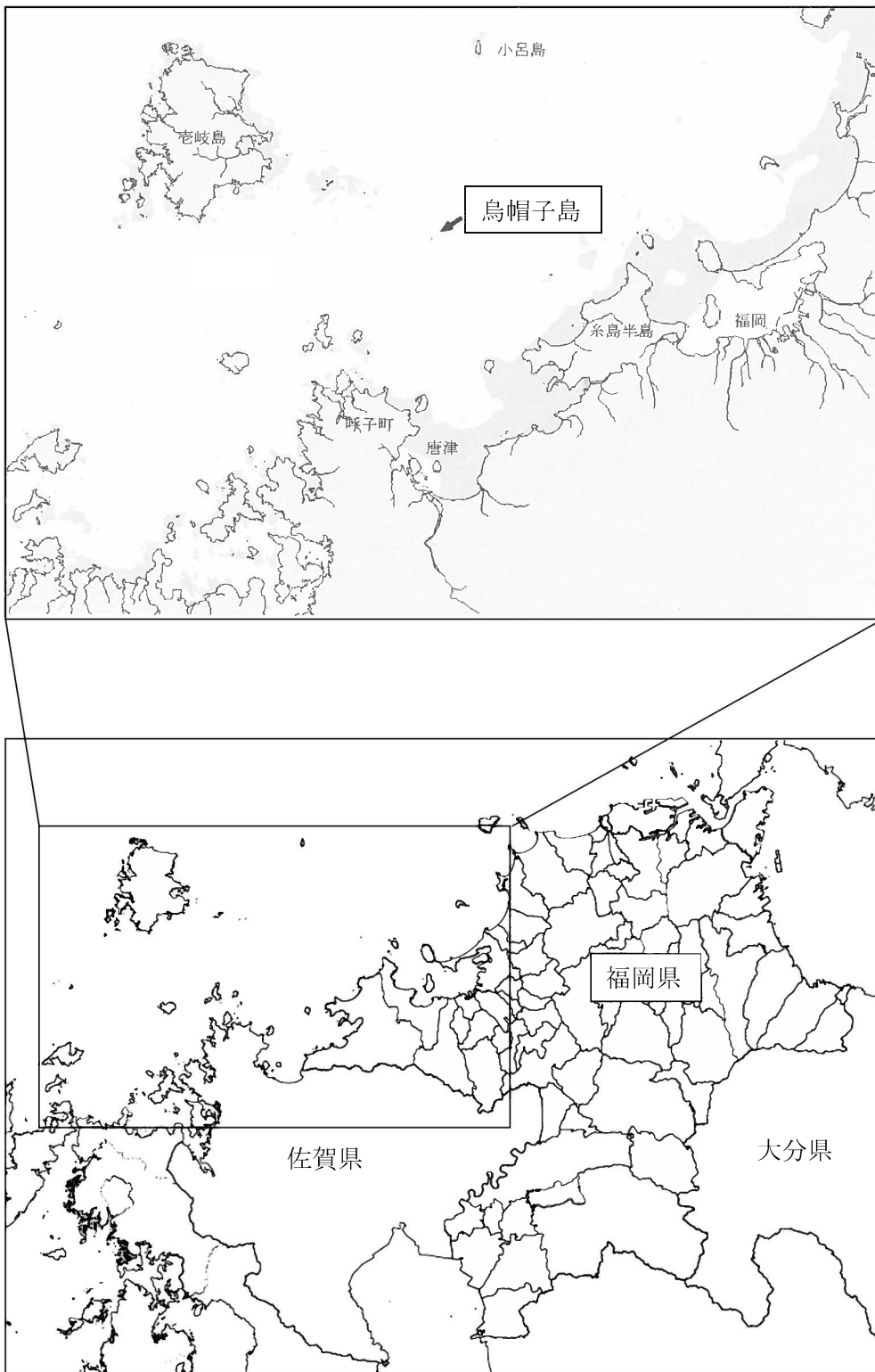
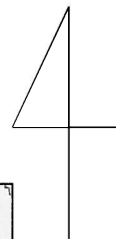
※鳥獣の保護に支障がないと認められる行為（施行細則第24条）

- ① 水面の埋め立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- ② 単木伐採、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- ③ 次に掲げる工作物の設置
 - イ 住宅及びこれに付随する工作物
 - ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
 - ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
 - ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
 - ホ その面積が30㎡以内の休憩所又は停留所
 - ヘ その高さが5m以内の展望台
 - ト その延長が500m以内の歩道
 - チ その高さが3m以内であり、かつ、その長さが5m以内の公園遊戯施設
 - リ その面積が15㎡以内の公衆便所
 - ヌ その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内の仮工作物
 - ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
 - ヲ その延長が500m以内の道路（軌道を含む）の改修のための工作物
 - ワ 自然木を利用した仮設軽索道
 - カ 既存工作物に付随する工作物であって、その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15㎡以内のもの

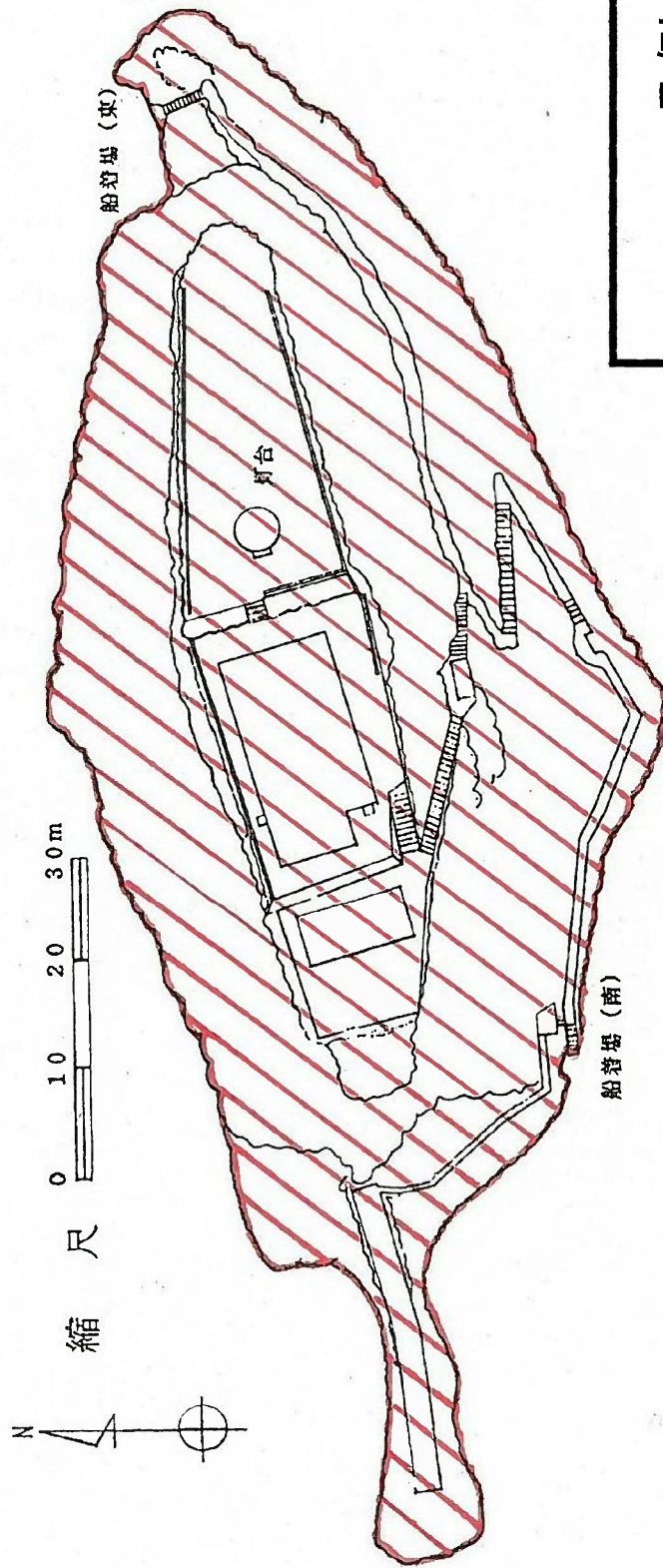
* 法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）



* 施行細則：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）

烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区位置図



烏帽子島鳥獸保護區區域圖



凡例	
	鳥獸保護區
	特別保護地區



烏帽子島



無人灯台、石垣



抱卵中のカンムリウミスズメ(福岡県RDB絶滅危惧ⅠA類)



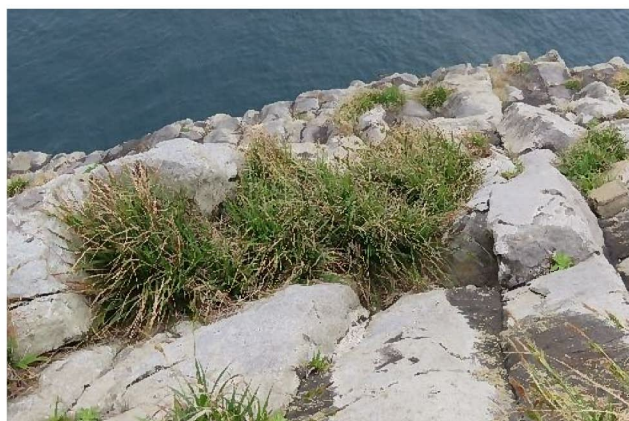
カンムリウミスズメの卵



ハヤブサ(福岡県RDB絶滅危惧Ⅱ類)



ヒゲスゲ(カヤツリグサ科)とホソバワダン(キク科)



ヒゲスゲ群落



ウチワサボテン属(サボテン科)の一種